

第
4378
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年12月5日月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

東日本大震災により被害を受けた土地等

Q：東日本大震災により被害を受けた土地の評価方法が明らかになったそうですが、どのようになったのですか？

A：調整率を路線価及び評価倍率に乗じて評価金額を求めます。

【解説】

さきごろ、国税庁から東日本大震災によって被害を受けた財産の評価方法が明らかにされました。土地等については、次のとおりです。

次により取得した特定土地等で、平成23年3月11日において所有していたものの価額は、震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）によることができることとされています。この場合の震災の発生直後の価額は、原則として、平成23年分の路線価及び評価倍率に指定地域内の一定の地域ごとに定めた「調整率」を乗じて求めます。「調整率」は、次のサイトに掲載されています。地域によって異なります。<http://www.rosenka.nta.go.jp/>

①平成22年5月11日から平成23年3月10日までの間に相続等により取得

②平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得

土地等（特定土地等に限りません）が、申告期限前に被害を受けた場合には、一定の要件に該当すれば、被害を受けた土地等の価額から被害を受けた部分の価額（①地割れなどの被害、②津波などによる水没の被害、③液化現象による被害によって異なります）を控除して相続税等を計算することができます。

